

令和9年4月 保育所等入所のご案内



横浜市のご案内ページはこちら ⇒

一次申請

※令和8年度の申請をしている方も、改めて申請が必要です。

申請方法 原則、オンライン

申請締切 令和8年10月28日（水）



詳しくはオンライン申請のページへ

※申請後は必ず申請データ（控え）をダウンロードして保管してください。

※希望園の追加・順位変更や不足書類のみ、令和8年11月20日（金）まで追加提出を受け付けます。

※申請書類の不足・不備があった際に修正や準備できる期間を長く確保するため、なるべく早めの申請をおすすめします。

※以下に該当する方に限り、青葉区役所こども家庭支援課の窓口にて申請を受け付けます。それ以外の方は、書類を窓口にお持ちいただいても書類の確認や受付はできません。

（ア）障害児、発育・発達の遅れなど、特別な支援を必要とする場合

事前に窓口での相談（要予約）が必要になる場合がありますので、お早目にこども家庭支援課へご連絡ください。また、お子さんと一緒に希望する保育所等を必ず見学してください。

（イ）横浜市外の保育所等の利用を希望する場合で、利用開始日の前日までに横浜市外へ転出する予定がない場合（利用案内P14を必ずご確認ください）

希望する保育所等のある市区町村に申請方法・必要書類・申請締切日をご確認のうえ、該当市区町村の申請締切日の遅くとも一週間前までにご申請ください。過ぎた場合は受付できません。

※申請が必要なくなった方（転園含む）の申請取下げ期限は、令和8年12月18日（金）です。過ぎた場合は受付できません。

※やむを得ず、オンライン申請を行うことが出来ない方は郵送で下記宛先へお送りください。

〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 宛

10月29日（木）以降の受付分は、二次申請で利用調整を行います。

二次申請

※一次申請で保留となった場合、再度の申請は不要です。

申請方法 原則、オンライン

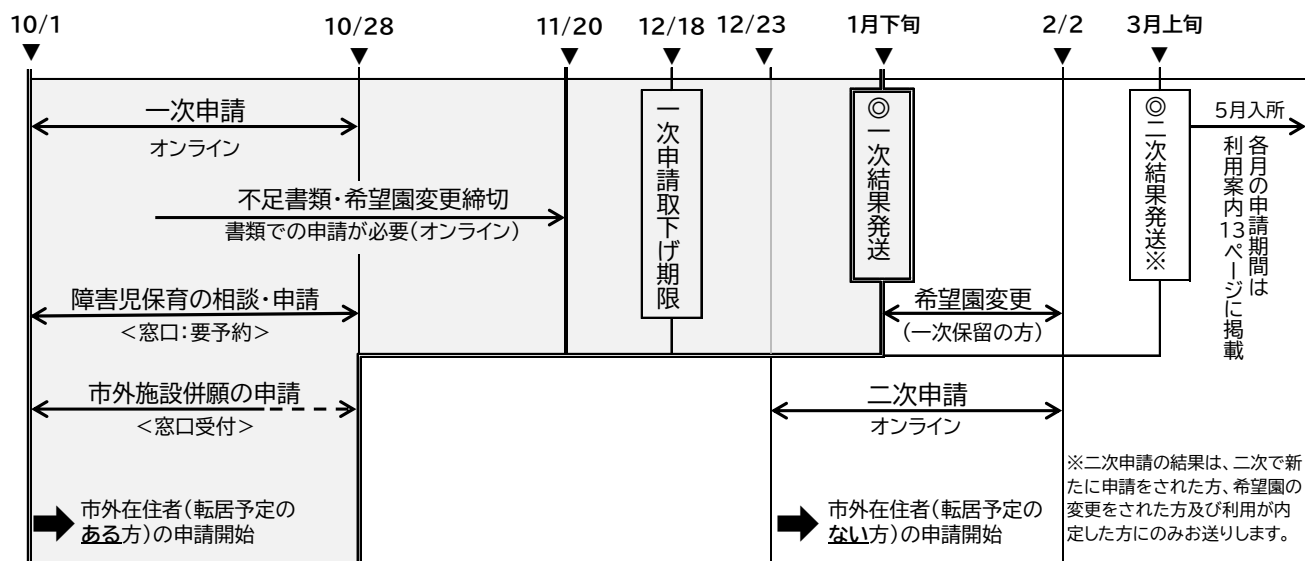
申請締切 令和9年2月2日（火）

二次申請の受付は、令和8年12月23日（水）から開始します。

希望園の追加・順位変更や不足書類のみ、「令和9年2月3日（水）」まで追加提出を受け付けます。

申請が必要なくなった方（転園含む）の申請取下げ期限は、令和9年2月12日（金）です。

●令和9年4月 保育所等入所のスケジュール



●申請にあたっての留意事項

☑ 申請書類について

令和8年度と令和9年度で、申請書類の様式が異なります。令和9年4月以降の入所申請においては、必ず令和9年度版をお使いください。

また、不足・不備により基準日（4月入所の場合、令和8年9月30日）時点の世帯状況が確認できない場合、利用調整において不利になることがあります。申請書類を提出する前に、必要書類（利用案内P16～19）に不足がないか、記入済の申請書等に抜け・漏れがないかをご自身でよくご確認ください。

☑ お子さんの健康・発達等の状況について

保育所等で安全に保育を行うため、お子さんの食事制限やアレルギー・服薬の有無、健診の有無、医療機関・療育機関への受診状況及び指摘事項等を[B]利用申請書の「健康状態等」欄に必ずご記入ください。内容により、保護者様へ確認することや関係機関の意見書等の提出をお願いすることがあります。

☑ 育児休業中の申請について

育児休業中に利用申請を行う方は、保育所等の利用（転園含む）が決まった場合、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職する必要があります（地域型保育事業等の卒園児を除く）。事前に復職日や勤務時間について雇用先と調整してください。

[B]利用申請書の「□希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」欄は、利用調整上のランク・調整指数・類型間優先順位を【Iランク、調整指数-10、求職中】という、最も低い値とするためのチェック項目です。ご自身の希望に応じて、チェックをされるか否かをご判断ください。

★申請時から利用開始日までに世帯の状況（世帯構成や就労状況、住所等）が変わった場合は、必ず青葉区役所こども家庭支援課に届出またはご相談ください。

●お問合せ先

申請書類の書き方等に関すること	その他のお問合せ
専用ダイヤル【令和9年1月18日（月）まで】 ☎ 045-664-2607 FAX 045-211-4253 （年末年始除く 8:00～20:00）	青葉区役所こども家庭支援課 保育担当 ☎ 045-978-2428 FAX 045-978-2422 （平日 8:45～17:00）